

令和8年稲敷市農業委員会第2回総会

[2月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程 6 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第5号 農地改良協議に対する同意について
日程 9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程10 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程10 議案第7号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	14番	内田和新君
4番	山口幸一君	15番	山口和彦君
5番	永野修君	16番	飯塚治正君
6番	宮本信夫君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君
10番	村山文雄君		

欠席委員

13番 足立久美子君

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局主査	久保田健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、13番足立久美子委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん7名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は14番内田和新委員、15番山口和彦委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから3ページまでの6件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書4ページから23ページまでの10件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から7番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号8番から10番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 24ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転6件、賃貸借権の設定2件、使用貸借権の設定1件でございます。

申請番号1番 古渡字古渡、他1地区、田2筆、2,388㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 結佐字下結佐、田1筆、5,281㎡についてでございますが、受人が耕作している農地を取得するために買い受けるものでございます。

申請番号3番 本新、田2筆、16,775㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号4番 本新、田4筆、19,700㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大の

ため借り受けるものでございます。

申請番号5番 市崎字和田前、田1筆、2,346㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 月出里字花指、畑2筆、5,332㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号7番 蒲ヶ山字ヲモ子向、畑1筆、2,820㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号8番 伊佐津字大杉谷津、他3地区、田5筆、8,547㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号9番 本新、田1筆、15,018㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。申請番号1番について、報告いたします。

2月5日に鈴木推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号2番について報告いたします。

2月1日に風間推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻並びにサツマイモを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、義理の父と共同でトラクター3台、田植機3台、コンバイン2台、乾燥機2台、トラック3台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は150日以上、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号3番、4番について、報告いたします。

2月7日に野口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、軽トラック3台、ハイクリブーム1台を所有しております。農作業従事

日数は250日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。申請番号5番について、報告いたします。

2月5日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター4台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機2台を共同利用しております。農作業従事日数は320日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番、7番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号6番について、報告いたします。

2月5日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にジャガイモ、ホウレンソウ、カボチャ、サトイモ、落花生などを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター7台、フォークリフト2台、トラック2台、マルチ張り機3台、播種機3台、耕運機3台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号7番について、報告いたします。

2月5日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は牧場を経営しております。今回買い受ける所はトウモロコシで飼料を作るとの事です。受人は農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具の所有状況は、トラクター7台、ロータリー4台、肥料散布機2台、軽トラック5台、ホイールローダー10台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。申請番号8番について、報告いたします。

2月1日に海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第4条(知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長(坂本 証君) 27ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条(知事)」でございます。

申請番号1番 羽生字羽生、畑1筆、270㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外済みで10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、申請地の隣地に居住しており、以前より当該地を駐車場として利用していたため、今回更正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。なお、第1種農地と判断した区域でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。これで議案第2号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番(永野 修君) 5番永野です。

申請番号1番について、去る5日、鈴木推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条(知事)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 6 議案第 3 号 農地法第 5 条 (知事)

○議長 (根本 脩君) 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条 (知事)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長 (坂本 証君) 28 ページをお開き願います。

議案第 3 号「農地法第 5 条 (知事)」でございます。

申請番号 1 番 神宮寺字馬場、畑 1 筆、859㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590W パネル 152 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 2 番 神宮寺字馬場、畑 2 筆、1,069㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。595W パネル 152 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 3 番 四箇字長峰、田 1 筆、1,355㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。620W パネル 168 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 4 番 下太田字亀井、田 1 筆、1,726㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。申請人は、申請地付近でパネルコンクリートを製造する会社であり、事業拡大に伴い現在の資材置場兼駐車場では手狭になったため、駐車場を新たに設けるものであります。事業計画は普通車 40 台、取水排水は無く、雨水は敷地内浸透、碎石で埋立てを行う計画で、市廃棄物対策室との協議も了しております。

申請番号 5 番 駒塚字桑山代、他 1 地区、畑 2 筆、806㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。625W パネル 132 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 6 番 押砂字下野、田 1 筆、1,062㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外済みで農業振興地域整備計画で定められた農業用施設用地であることから農用地区域内農地となります。申請人は、申請地付近で主に水稻を耕作する農家であり、米穀倉庫が必要となったため、既に倉庫の建設されている申請地を利用するため申請に及んだものであります。なお、農用地区域内でございますが、農地法第 5 条第 2 項「農用地利用計画において指定された用途に供するため」に該当します。

これで議案第 3 号の説明を終わります。

○議長 (根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番から 3 番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番から3番について、去る5日、田仲推進委員と原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号4番について、去る5日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号5番について、去る5日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号6番について、去る5日、木内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第 4 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 30 ページをお開き願います。

議案第 4 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 5 件でございます。

申請番号 1 番 下根本字西の台、畑 1 筆、168 m²、

申請番号 2 番 下根本字西の台、畑 1 筆、427 m²についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 3 番 幸田字ぐみの木、畑 1 筆、442 m²についてですが、昭和 44 年頃から駐車場用地として使用しており、撮影年月日、昭和 50 年 1 月 23 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 4 番 桑山字才賀知、田 1 筆、234 m²についてですが、昭和 46 年頃から駐車場用地として使用しており、撮影年月日、平成 17 年 11 月 8 日の空中証明写真と始末書が添付された申請となります。

申請番号 5 番 新橋字町田、田 1 筆、286 m²についてですが、昭和 60 年頃から宅地として使用しており、撮影年月日、平成元年 10 月 9 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番、2 番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4 番（山口幸一君） 4 番山口です。

申請番号 1 番、2 番について、去る 5 日、遠藤委員と油原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議願います。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号 3 番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15 番（山口和彦君） 15 番山口です。

申請番号 3 番について、去る 5 日、内田委員と板橋推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は昭和 44 年頃から駐車場として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第 2 条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号 4 番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11 番（墳本典勇君） 11 番墳本です。

申請番号4番について、去る5日、村山委員と木村推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は昭和46年頃から駐車場として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。

申請番号5番について、去る5日、山口委員と中沢推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は昭和60年頃から農業用倉庫として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 32ページをお開き願います。

議案第5号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

申請番号1番 堀川字舟戸、田1筆、510㎡についてですが、田畑転換のための農地改良協議でございます。埋立てに用いる土、306㎡は、市内の山砂を購入し、申請者が申請地に約50cm埋め立てる計画で、埋立て後は、サツマイモ等を耕作する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎文夫君） 2番篠崎です。

申請番号1番について、去る5日、川島委員と松田推進委員と事務局で、現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通りで間違いなく、低くなっている農地に購入した土を入れ、畑として利用するものであり、問題ないと思われま。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 33ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、22件、85筆、180,551㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 46ページをお開き願います。

議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が39件、98筆、224,033㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和8年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時45分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

14番 委 員 内 田 和 新

15番 委 員 山 口 和 彦